

佐倉市南部地域福祉センター大型バス運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市南部地域福祉センター（以下「センター」という。）において、地域住民による地域福祉の推進を図るため、民間バス事業者等（以下「バス事業者」という。）に委託して大型バスの運営を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 60歳以上の者をいう。
- (2) 高齢者グループ活動を行う団体 市内で運動、学習等のサークル活動を行う高齢者の団体をいう。
- (3) 利用者 市内に住所を有する高齢者又は市長が特に必要と認める者であって、大型バスを利用し、又は利用しようとするものをいう。
- (4) 介助者 利用者が大型バスの乗降に介助を要する場合に介助する者をいう（市内に住所を有していない者及び60歳未満の者を含む。）。

(対象)

第3条 大型バスは、原則として、利用者（第11条に規定する介助者を含む。）が30人以上の場合に運行するものとし、次に掲げる団体の用に供するものとする。

- (1) 高齢者グループ活動を行う団体
- (2) 市長が特に必要と認める団体

(利用予定日の決定)

第4条 前条第1号に規定する団体の利用予定日は、センターの長（以下「所長」という。）が定める抽選の方法により決定する。

2 前条第2号に規定する団体の利用予定日は、市長と協議して所長が決定する。

(利用の申込及び変更)

第5条 利用者は、前条の規定により利用予定日が決定したときから利用予定日の60日前までに、大型バス利用申込書（別記様式第1号）及び大型バス運行表（別記様式第2号）を所長に提出するものとする。

2 利用者は、申込内容を変更しようとするときは、利用予定日の30日前までに、大型バス利用変更申込書（別記様式第3号）を所長に提出するものとする。

3 所長は、大型バス利用申込書又は大型バス利用変更申込書の提出を受けた

ときは、申込内容を確認し、速やかに委託先のバス事業者に対し、大型バスの運行に関する手配を行わなければならない。

(利用回数の制限)

第6条 第3条第1号に規定する団体の年間利用回数は、1団体当たり1回とする。

(利用の承認及び承認基準)

第7条 所長は、大型バスの利用申込に対し、利用を承認するときは、大型バス利用承認書(別記様式第4号)を発行するものとする。

2 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大型バスの利用を承認しない。

(1) 第3条の規定に該当しないと認めるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 政治的、宗教的又は営利を目的とする行為を行うおそれがあると認めるとき。

(4) 安全な運行ができないと認めるとき。

(5) 第14条第1項に定める運行時間を超えるとき(同条第2項に規定する協議の結果、市長が運行時間を超過することを認めた場合を除く。)

(6) 第15条に定める運行範囲を超えるとき。

(承認の取消し)

第8条 所長は、大型バス利用承認書を発行した場合において、安全な運行の確保ができないと判断したときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用料金)

第9条 大型バスの利用料金は、無料とする。

2 大型バスの利用に際し発生した燃料代以外の実費(有料道路代、駐車料金等)は、利用者が負担するものとする。

(利用の取りやめ)

第10条 利用者が大型バスの利用を取りやめるときは、所長に連絡し、大型バス利用取りやめ理由書(別記様式第5号)を提出するものとする。

2 前項の規定による取りやめに当たり、バス事業者に料金の支払が生じるときは、利用者がその料金を負担するものとする。ただし、所長が、やむを得ない事由と判断した場合は、センターがその料金を負担するものとする。

3 前項の料金の額については、バス事業者の約款によるものとする。

(利用責任者)

第11条 利用者は、申込みに際し、利用者の中から利用責任者1名を定めるものとする。

2 利用責任者は、交通事情により出先において、申込みと異なる運行の必要

が生じたときは、速やかにバス運転手と協議し、適当な方法により、所長の指示を求めなければならない。

(介助者の同乗)

第12条 利用者が大型バス乗降に介助を要する場合等であつて、介助者を同乗させようとするときは、利用者は、第4条に規定する利用の申込みに際し、介助を必要とする利用者及び介助者の氏名、住所及び年齢をあらかじめ届け出るものとする。

(運行台数)

第13条 大型バスの1日当たりの運行台数は1台、年間運行回数は80回を上限とする。

(運行時間)

第14条 大型バスの運行時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する団体から前項の運行時間を超過する利用の申込みがあつたときは、所長は、市長と協議するものとする。この場合において、超過料金が発生した場合は、利用者が負担するものとする。

(運行範囲)

第15条 大型バスの運行範囲は、利用者の最初の乗車地から最後の降車地までの走行距離が200キロメートル以内の範囲とする。

(運休日)

第16条 大型バスの運休日は、次のとおりとする。

(1) センターの休所日

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

2 所長は、前項に規定する運休日のほか、バス事業者の事情により、臨時に運休日を設けることができる。

(遵守事項)

第17条 大型バスの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) バス事業者は、利用予定日の2週間前までに、出発及び到着の時刻、経路等の運行について、利用者へ確認を行うこと。

(2) バス事業者は、利用者へ確認をした後、所長に確認が終了した旨を報告すること。

(3) 利用者とバス運転手等は、双方協力して、バスの安全運行に努めること。

(4) 利用者は、大型バス利用承認書に記載している大型バス利用上の注意を

遵守すること。

(事故の報告)

第18条 大型バスの利用中に事故が発生したときは、利用責任者は速やかに所長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置を利用責任者が実施できないときは、利用者の中で対応可能なものが、臨機に実行するものとする。

(事故対応等)

第19条 大型バス運行において発生した交通事故は、バス事業者が対応する。

2 その他の事故は、利用者及びバス事業者で対応する。

(報告事項)

第20条 利用者は、大型バスの利用後速やかに、所長に対し、センター大型バス利用報告書(別記様式第6号)を提出するものとする。

2 所長は、大型バスの運行後速やかに、バス事業者に対し、センター大型バス運行実績報告書(別記様式第7号)を提出させるものとする。

3 所長は、提出されたセンター大型バス利用報告書及びセンター大型バス運行実績報告書を保存し、毎月、その写しを市長へ提出するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項その他疑義を生じた場合は、所長と市長が協議の上、定めるものとする。

附 則(平成24年8月15日決裁24佐社第390号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月24日決裁25佐社第940号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日決裁26佐社第1804号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年12月11日決裁27佐社第1538号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年12月1日決裁28佐社第1894号)

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、改正後の第7条第2項第6号、第15条及び別記様式第7号の規定は、平成29年4月1日から施行する。